

（住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準）

第 30 条の 4 住宅用防災報知設備の感知器（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 17 号。以下この章において「感知器等規格省令」という。）第 2 条第 1 号に規定するものをいう。以下この章において「感知器」という。）は、前条第 1 項各号に掲げる住宅の部分に設けること。

2 感知器は、前条第 2 項及び第 3 項に定める位置に設けること。

3 感知器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けること。

住宅の部分	感知器の種別
前条第 1 項第 1 号から第 4 号まで並びに第 5 号イ及びウに掲げる住宅の部分	光電式スポット型感知器（感知器等規格省令第 2 条第 9 号に掲げるもののうち、感知器等規格省令第 17 条第 2 項で定める 1 種又は 2 種の試験に合格するものに限る。この表において同じ。）
前条第 1 項第 5 号アに掲げる住宅の部分	イオン化式スポット型感知器（感知器等規格省令第 2 条第 8 号に掲げるもののうち、感知器等規格省令第 16 条第 2 項で定める 1 種又は 2 種の試験に合格するものに限る。）又は光電式スポット型感知器

4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第 21 条の 2 第 1 項の検定対象機械器具等で令第 37 条第 4 号から第 6 号までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第 21 条の 2 第 2 項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。

5 住宅用防災報知設備は、前各項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。

(1) 受信機（受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 19 号）第 2 条第 7 号に規定するものをいう。この項において同じ。）は、操作に支障が生じず、かつ、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できる場所に設けること。

(2) 前条第 1 項各号に掲げる住宅の部分が存する階に受信機が設置されていない場合にあっては、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できるように、当該階に補助警報装置を設けること。

(3) 感知器と受信機との間の信号を配線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあっては、当該配線の信号回路について容易に導通試験をすることができるよう措置されていること。ただし、配線が感知器からはずれた場合又は配線に断線があった場合に受信機が自動的に警報を発するものにあっては、この限りでない。

(4) 感知器と受信機との間の信号を無線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあっては、次によること。

ア 感知器と受信機との間において確実に信号を送信し、又は受信することができる位置に感知器及び受信機を設けること。

イ 受信機において信号を受信できることを確認するための措置を講じていること。

(5) 住宅用防災報知設備は、受信機その他の見やすい箇所に容易に消えないよう感知器の交換期限を明示すること。

(6) 前条第 6 項第 1 号、第 5 号及び第 6 号の規定は感知器について、同条同項第 2 号から第 4 号までの規定は住宅用防災報知設備について準用する。

【解釈及び運用】

1 第 1 項

住宅用防災報知設備の感知器は、火災の感知について住宅用防災警報器と同様の働きをすることから、設置場所は、前条第 1 項各号に掲げる住宅用防災警報器の設置場所と同様である。

2 第 2 項

住宅用防災報知設備の感知器の設置位置は、前条第 2 項及び第 3 項に定める位置と同様である。

3 第 3 項

住宅用防災報知設備の感知器を設置する住宅の部分に応じ、光電式スポット感知器を用いること。

4 第 4 項

住宅用防災報知設備の補助警報装置は、「住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令」（平成17年総務省令第11号）に規定する規格に適合するものとする。

また、感知器及び受信機については、それぞれ、「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令」（昭和56年自治省令第17号）及び「受信機に係る技術上の規格を定める省令」（昭和56年自治省令第19号）に規定する規格に適合するものとする。

なお、住宅用防災報知設備は、法第 17 条の 5 に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等に該当しないため、消防設備士による工事を要しないものである。

5 第 5 項

(1) 第 1 号

「**有効に火災の発生を報知できる場所**」とは、受信機又は補助警報装置を設ける階の廊下、寝室、リビング等の居室にいる者に有効に火災の発生を報知できる場所をいう。

(2) 第 2 号

補助警報装置は、図 3 0 - 4 - 1 の例のように設けること。

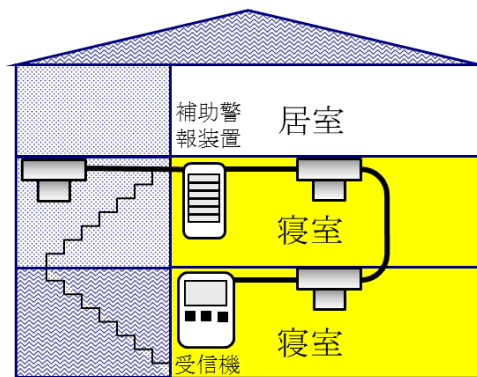


図 3 0 - 4 - 1

(3) 第 3 号

「**容易に導通試験をすることができるよう措置されていること**」とは、感知器の信号回路を送り配線にするとともに、回路の末端に発信機、押線にするとともに、回路の末端に発信機、押しボタン又は終端器を設けること。

(4) 第 5 号

「**その他の見やすい箇所**」とは、感知器本体に明示するなど、分かりやすい箇所が望ましい。